八王子市立保育園
未就園児すくてく通園事業のしおり

令和8年(2026年)11 月作成

★ 目次 ★

1　未就園児すくてく通園事業とは　‥‥ 1

2　公立保育園の基本理念・方針　‥‥ 2

3　利　用　で　き　る　児　童　‥‥ 3

4　利用料・給食費について　‥‥ 3

5　利用時間・利用定員　‥‥ 4～5

6　利　　用　　方　　法　‥‥ 6～7

7　未就園児すくてく通園の提供　‥‥ 8

8　給　　食　　の　提　　供　‥‥ 9

9　保育業務支援システムについて　‥‥ 9

10 園　児　の　ケ　ガ　に　つ　い　て　‥‥ 10

11 災　害　時　の　対　応　‥‥ 10

12 感染症・病気等への対応について　‥‥ 11

13 送　　迎　　に　つ　い　て　‥‥ 12

14 要望・相談・苦情等の受付　‥‥ 12

15 利　用　上　の注　意　事　項　‥‥ 13

16 実　施　施　設　一　覧　‥‥ 14

1 未就園児すくてく通園事業とは

制度の概要

幼稚園・保育園・認定こども園などに在籍していないお子さまをお預かりする制度です。保護者の就労の有無にかかわらず、利用が可能です。

本事業は、国の「こども誰でも通園制度」の利用可能時間や利用者負担軽減補助等の拡充を行い、実施するものであり、全ての子どもの育ちを応援し、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を整備するとともに、子育て家庭の孤立の防止や育児不安の軽減など、全ての子育て家庭に対する支援を強化することを目的としています。

子どもにとっての効果

・家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会を得られ、ものや人への興味・関心が広がり、成長していくことができます。
・年齢の近い子どもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支え、豊かな経験ができます。

保護者にとっての効果

・子どもとの関わりや遊びなどについて専門的な知識や技術を持つ保育者と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながります。
・子どものよいところについて伝えられる、接し方を見る、子どもの育ちを保育者と共に喜び合える機会を得ることで、子育ての楽しさや喜びを実感でき、子どもの関係性への良い効果が期待できます。また、育児に関する負担感の軽減にもつながります。

公立保育園における未就園児すくてく通園事業の実施について

未就園児すくてく通園事業では、民間事業所を含めて市内において、すべての子どもが利用できるよう、公立保育園では、次に掲げる児童（※住民票のある市区町村から当該内容に係る認定を受けている児童をいいます。）について、優先的な受入れを行います。

① **【優先順位①】医療的ケア児（※）**
② **【優先順位②】障害児**
③ **【優先順位②】要支援家庭子ども**

限られた定員枠のなかで、制度の趣旨を踏まえ、多くの方がご利用できるようご理解とご協力をよろしくお願いします。

※「八王子市医療的ケア児受入れガイドライン」に準じ、主治医からの指示や園の設備・体制などをもとに受入れの可否を判断します。

まずは、ご利用を希望する園へご相談ください。

▲民間施設の一覧は上記から
八王子市子育て応援サイト
「未就園児すくてく通園事業」

2　公立保育園の基本理念・方針

1　保育の基本理念

子どもを単なる保護の対象として接するのではなく、子ども自身の権利を尊重し、保育の中で養護と教育を一体的に行います。また、子ども達の心身の発達を保障するために保護者との連携を図るとともに、地域の子ども・家庭をも含めた支援を推進していきます。

2　保育の方針

子どもが人格を形成していくうえで、自己肯定感を持てるようにすることが大切です。職員は、子どものあるがままを受け止め、自分の意志を自由に表現できるように保育の中で援助していきます。

子どもが保育園生活を送るうえで必要なルールを知らせるとともに、一人ひとりの違いを認め合うことの必要性を伝えていきます。

人の成長には豊かな経験が必要であり、特に乳幼児期においてはそれが実体験でなければなりません。人的・物的な環境を整え、子どもが自然に集団となって遊ぶ中でさまざまな体験ができるようにしていきます。

3　保育の目標

（1）十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。

（2）健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。

（3）人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。

（4）生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。

（5）生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う。

（6）様々な体験をとおして、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

4　未就園児すくてく通園事業で目指す姿

「子どもの育ち」を支え、成長を促すため、家庭にいるだけでは得られない経験や興味、関心を得られる機会を創出します。また、保育者との関わり合いのなかで、保護者の孤立感や不安感を解消し、保護者の子育てへの向き合い方を支援していきます。

3 利用できる児童

次の項目をすべて満たすお子さまが対象です。

(1) 生後 6 か月から満 3 歳未満である。

※ただし、八王子市に住民票がある方に限り、満 3 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの間利用することができます。

※満 3 歳未満とは、3歳の誕生日の前々日までを指します。

(2)認可保育所、認証保育所、認定こども園、地域型保育施設(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業)、企業主導型保育施設及び幼稚園に在籍していない。

⇒ 利用には、事前の利用申請と住民票のある自治体が発行する認定証が必要です(6 ページ参照)

4 利用料・給食費について

利用料及び給食費は、提供日当日にお支払いいただきます。

(現金またはキャッシュレス決済。現金の場合は、おつりの無いようご協力ください。また、一度お支払いいただいた利用料などは返金できません。)。

市民の方			
	種別	世帯	料金
	利用料	月額 48,000 円まで無償化	
	給食費	無料	
市外の方			
	利用料	生活保護世帯(※)	無料
		年収約 360 万円未満相当世帯(※) (市民税所得割額 77,101 円未満)	1 時間当たり 100 円
		要支援家庭子ども(※) (児童相談所やこども家庭センター等が支援を行っており、市が認定した家庭)	1 時間当たり 100 円
		上記以外の世帯	1 時間当たり 300 円
	給食費	205 円	

※利用料の減額又は免除を受けるには、居住する自治体による当該内容に係る認定が必要です。
認定に関するお問い合わせは、各居住自治体の認定を行う窓口までお問い合わせください。

【キャッシュレス決済のお取り扱いブランドはこちら】



5 利用時間・利用定員

提供施設	津久田保育園、長房中央保育園、みなみ野保育園	
利用定員	各園１名(/日) ※各年齢あわせて合計１日につき１名となります。	
対象児の年齢	０歳６か月～満３歳未満児(市外在住)又は２歳児クラス児童(市内在住)	
提供日 ※休日及び 12 月 29 日から１月３日までは除きます。	津久田保育園	月・火・金曜日(週３日)
	長房中央保育園	火・水・木曜日(週３日)
	みなみ野保育園	月・火・金曜日(週３日)
提供時間	９時から 12 時まで(最低１時間、30 分単位で利用可能です。利用時間は、お子さまの状況にあわせて、園と相談しながら決定します。)	
利用可能時間(※1)	市民の方	月 160 時間まで(※2)
	市外の方	月 10 時間まで
給食	年齢や各園の給食時間にあわせて、給食を提供します。 給食の提供時間は、各園にお問い合わせください。 また、午前中にはおやつなども提供しています。 ※アレルギー食、宗教食、配慮食等の提供は９ページをご確認ください。	

※1　利用時間は、民間園を含むすべての施設でこども誰でも通園制度を利用した時間の合計により計算します。また、翌月への残時間の繰り越しはできません。

※2 他事業所を利用した場合などに応じて、利用可能時間は減少する場合があります。

慣らし通園・親子通園について

初めて利用する場合や、園での生活に慣れるまでは、新しい環境に徐々に慣れるため、まずは短時間で利用するなど、慣らし通園を推奨しています。

その後、園と相談し、徐々に利用時間を延ばしていきます。また、不安が大きい場合は、通園時に保護者が付き添って一緒に保育を行う「親子通園」も可能です。医療的ケア児のお子さまは、園と相談のうえ、医療的ケア児コーディネータが付き添うことも可能です。

まずは、面談時に園へご相談ください。

臨時面談について

利用するお子さまの様子や、お子さまを育てる中での子育ての悩みや不安など、育児に関することについて相談を受けることができますので、ご利用中の園へご相談ください。

キャンセルポリシー

（1）窓口で利用予約を行った時点より当キャンセルポリシーの対象となります。

（2）施設の利用承諾をもって予約確定となります。

（3）予約後にキャンセルを希望される場合は、システム上でキャンセル処理を行ってください。

（4）利用日当日午前 0 時以降のキャンセル（お子さまの体調不良等、予期しない当日キャンセルを含む）については、システムでキャンセル処理をし、午前 7 時 30 分以降速やかに電話連絡をしてください。この場合、当事業を利用したものとみなし、利用可能時間は消費されます。

（5）度重なるキャンセルや予約変更は、他の利用者の迷惑となりますのでお止めください。

（6）利用料及び利用可能時間の消費については、実際の利用時間ではなく、予約いただいた利用開始予定時刻から利用終了予定時刻で計算されます。利用開始予定時刻を過ぎてから利用を開始した場合や、お迎えが利用終了予定時刻より早まった場合でも、予約いただいた時間でお預かりしたものとみなします。

（7）本制度は、原則として延長ができません。ご利用になるお子さまに合わせて保育者を配置しておりますので、お迎えの時間は厳守いただくようお願いします。
やむを得ない理由で延長となる場合、利用可能時間を消費するほか、延長料金（利用料と同額）をいただく場合があります。また、万が一、遅れてしまう場合には、必ず施設にご連絡をお願いします。

（8）キャンセルの取り扱いについては下表をご参照ください

キャンセル日時	利用枠消費	キャンセル料
利用日前日まで	無し	無し
利用日当日	消費する(※)	

※ 利用時間枠が「消費する」とは、月160時間（八王子市外の場合は月 10 時間）の利用時間から予約していた時間が減算されることを意味します。

6 利用方法

①認定申請

① 「こども誰でも通園制度総合支援システム（以下、「つうえんポータル」といいます。）」から、利用を申請してください。
※デジタル庁が提供するマイナアプリの利用が必須となります。
手続きの詳細は市ホームページもあわせてご覧ください。
※マイナンバーカードを所持していない等、マイナアプリを利用できない場合、オンライン申請することができません。この場合、申請方法については、市ホームページをご確認ください。

こども誰でも通園制度

▲「つうえんポータル」利用案内

▲八王子市子育て応援サイト「未就園児すくてく通園事業」

②認定

② 市での認定審査後、「つうえんポータル」のアカウントを発行します。
登録されたメールアドレス宛てに通知しますので、案内に従ってログイン後、「乳児等通園支援支給認定証」を確認してください。

③情報登録

③ 保護者情報・子ども情報の登録
「つうえんポータル」の「利用者情報管理」から、緊急連絡先番号、子どものアレルギー情報、健康状態等を登録してください。

④面談予約

④ 施設の検索、選定、事前面談の申込
利用施設を検索し、面談の予約をしてください。

次ページへ

◆医療的ケア児のお子さまの事前面談について
医療的ケア児のお子さまがご利用を検討される場合、お子さまの状況把握のため、事前に保育園までご連絡ください。また、集団生活の可否を判断するため、**面談シート（次ページ参照）のほか、市ホームページから以下の書類をダウンロードし、事前面談へお持ちください**。
※②については、園での集団生活の可否を判断するため、**事前に主治医に意見書を記載していただく必要があります**。ご協力の程よろしくお願いいたします。
【提出書類（事前面談時にお持ちください）】
① **医療的ケアに係る調査票（第10号様式）**
② **医療的ケアに関する医師の意見書及び指示書（第11号様式）**
③ **医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書（第12号様式）**
④ **保育のめやす（第14号様式）**

▲添付ファイル掲載先

⑤事前面談

⑤ 事前面談

事前面談予約日に、お子さまといっしょに園へ直接訪れてください。

お子さまとの来園が難しい場合、事前に園へご相談ください。

【提出書類等（事前面談時にお持ちください）】

① **面談シート（市ホームページに掲載しています。）**

② **母子健康手帳（提示のみ）**

▲添付ファイル掲載先

⑥利用予約

⑥ 利用予約

面談が終わった施設について、利用予約が可能です。

予約方法の詳細は下記をご確認ください。

⑦利用

⑦ 利用

各園で申込み後、予約の確定は、システムからメールおよびシステム内の通知機能で連絡が行われます。

前日には利用のリマインドメールが自動送信されます。

◆市立保育園の利用の流れ◆

医療的ケア児など以下のお子さまが優先的にご利用できるよう優先予約期間を設けています。

本制度を必要とする方がご利用できるよう、ご配慮をお願いいたします。

申込受付期間（※1）	医療的ケア児（※2）	利用する月の前月1日から20日まで
	障害児（※2）	利用する月の前月 11 日から同月末日の 4 日前まで
	要支援家庭子ども（※2）	
	上記以外の子ども	利用する月の前月21日から同月末日の 4 日前まで
申込受付時間	午前 9 時から午後 3 時まで	
申込場所	利用を希望する各園の窓口 （ただし、医療的ケア児の方は、電話による仮押さえが可能です。電話の場合、午後 1 時から午後 3 時まで受け付けます。 仮押さえする場合、20 日までに必ず各園の窓口で本申込みをお願いします。）	

※1　土・日曜日、祝日は受付しておりません。受付開始日が土・日曜日、祝日の場合は翌開園日から開始し、受付終了日が土・日曜日、祝日の場合はその前の開園日をもって終了します。

※2　当該子どもの内容に係る加算認定を受け、施設との面談が終わっている方が対象です。

◆利用日の変更・キャンセルについて◆

一度申込された内容の変更を希望するときは、上記の申込受付期間内に行ってください。それ以降はキャンセルとなります。

お子さまの体調変化など、やむを得ない理由によりキャンセルするときは、判明した時点で必ずつうえんポータル上でキャンセルしてください（当日キャンセルは、園へ電話連絡してください。）。

7 未就園児すくてく通園の提供

未就園児すくてく通園事業の提供にあたっては、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令を遵守し、保育所保育指針に準じて、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供します。

また、八王子市立保育園では、在園児と生活や活動をともに過ごすことで、さまざまな興味や関心を持ち、豊かな経験や成長発達を促すことができるよう、在園児合同実施を前提としています。

《未就園児すくてく通園事業　支援計画》

年齢	計画
0 歳児クラス	・衛生的で安全な環境のもとで、生理的欲求を満たしながら、一人ひとりに合った生活リズムで健康に過ごせるようにする ・安心できる保育者とのかかわりの中で、情緒の安定を図りながら、信頼関係を築いていく ・一人ひとりの発達に合わせた歩行の開始を目指し、豊かな感情や発語の意欲を育んでいく
1 歳児クラス	・保育者との安定したかかわりの中で、自分の欲求や気持ちを表し、安心して楽しく過ごす ・簡単な身の回りのことに興味を持ち、保育者に見守られながら、自分でやってみようとする ・保育者と一緒に、全身を使った遊びや探索活動を十分に楽しむ
2 歳児クラス	・保育者や友だちと安心できる環境の中で、楽しくのびのびとすごす ・保育者に援助してもらいながらも、着替えなど身の回りのことが自分でできるようになっていき、自ら行おうとする ・保育者や友だちと、全身を動かしたり手指を使って遊ぶことを楽しむ ・興味のあることの模倣をしたり、保育者や友だちと一緒に言葉のやり取りを楽しむ

医療的ケア児などの支援計画について

医療的ケア児や障害児などのお子さまについては、一人ひとりの子どもの発達過程などを把握し、他の子どもとの生活を通してともに成長できるよう、個別に計画を作成します。

また、受入れの際は「医療的ケア児保育所等受入れガイドライン」に基づき、安全管理を行います。

職員体制

職種	員数	備考
園長（責任者）	1 人	保育所長
保育士	1 人	預かる児童の保育
看護師	1 人	医療的ケア児への保育や保健衛生等に関する内容に従事

※上記以外でも、各クラスの在園児を保育する保育士等を配置し、合同で保育します。

8 給食の提供

◂八王子市立保育園の給食献立（八王子市子育て応援サイト）

（1）給食の献立表は、毎月月末に翌月分をホームページへ掲載します。アレルギーの観点から、食べたことのない食材は、ご家庭で試していただくようお願いいたします。

（2）朝食は、午前中の園活動の活力源です。しっかり食事をとってから登園させてください。

（3）給食は昼食のほか、午前中におやつなどの提供があります。

（4）食物アレルギーの方や宗教食等については、除去食等の対応は行っておりません。代替のお弁当や補食をお持ちください。

（5）給食には幼児食を提供しているため、1 歳 3 か月程度までのお子さまには、食事の状況を確認しています。食事状況により、市販の離乳食や食事回数分の哺乳瓶一式と粉ミルク等を持参していただく場合があります。

（6）冷凍母乳の対応は行っておりません。

（7）医療的ケア児に対する食事提供については、安全な提供体制の確保の観点から、事前面談において個別に確認を行います。その結果、施設での対応が困難と判断される場合には、持ち込み食をお願いする場合があります。

9 保育業務支援システムについて

公設公営保育園では、保護者の皆さまの利便性の向上と円滑な情報共有を図るため、保育業務支援システム「キッズビュー」を導入しています。スマートフォンのアプリケーションを通して、保育園からのお知らせやお便り帳のやり取りが可能です。

園とのお便り帳などのやり取りは、当該アプリから行いますので、内容の確認をお願いします。

利用登録の方法やアプリのダウンロードについては、面談時に各園の窓口でご案内します。このほか、利用開始に当たり必要な手続や提出書類がある場合は、各園から別途お知らせします。



10 園児のケガについて

・保育園では、事故の発生又はその再発を防止するため、「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心マニュアル」に基づいた危機管理や安全管理を行っています。

・事故が起きた場合、家族へ連絡を行うとともに、安全確保のために必要な措置を講じます。

・また、保育園の活動において、傷害を被った場合に備え、「傷害保険」に加入し、不慮の事故に備えています。

・保育園では、保育園内における安全対策として見守りカメラを設置しています。

11 災害時の対応

事故災害への備えについて

- 保育園では、非常災害に備えるため、災害訓練を毎月 1 回実施しています。
- 防火管理者を各園に配置しています。また、消防署へ消防計画を提出しています。
- 災害発生時には「つうえんポータル」内の「こどもの緊急連絡先情報」から、保護者に連絡する場合があります。登録内容に変更がある場合、速やかに更新していただき、園にもお伝えください。
- 災害が発生し、避難が必要となる場合、次の場所に避難します。事前によくご確認ください。

施設名	避難場所
津久田保育園	清水小学校
長房中央保育園	長房郵便局西側広場/陵南グラウンド
みなみ野保育園	みなみ野小学校

※災害の状況によって、避難場所が異なります。

災害が発生したときは

（1）災害発生時には、できる限り早く迎えに来てください。保護者が来られない場合、代わりの人を決めておいてください。

（2）台風や大雪、集中豪雨などによって、保育園の休園や登園自粛の措置を取る場合があります。特に、津久田保育園は、臨時休園となる場合があります。

臨時休園に関する情報は、キッズビューでお知らせしますので、台風の襲来等が予測される場合には、ご確認ください。

12 感染症・病気等への対応について

（1）持病、障害等のあるお子さまは、児童票の成育歴欄に詳しく記入し、面談時にお知らせください。
（ひきつけ、脱臼、ヘルニア、アレルギー、ぜんそく、障害の有無　など）

（2）医療的ケア児の方は、上記に加えて、医療的ケアの内容や集団生活の可否などを判断するため、次の書類が必要となります。**事前にご準備のうえ、事前面談時にご持参ください**。

書類	作成者
医療的ケアに関する医師の意見書及び指示書（第11号様式）	**主治医** **※必ず事前にご準備ください。**
医療的ケアに係る調査票（10号様式）	**保護者**
医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書（第12号様式）	
保育のめやす（第14号様式）	

（3）お子さまに急な発熱や下痢、嘔吐等の症状が出た場合、また、食欲がない、機嫌が悪いなど、お子さまの状態が悪い場合は、保護者に連絡する場合がありますので、至急お迎えをお願いします。
また、お子さまの状況によっては、園児の主治医、園医等に相談する等の措置を講じます。

（4）保育園での生活時間帯にどうしても与薬をしなければならない場合、面談時にご相談ください。医師からの指示書などを求める場合があります。

（5）お子さまが感染性疾患等にかかったときは、必ず医師の診察を受けてください。
また、消毒や他のお子さまの対応もありますので、至急保育園に連絡してください。

（6）感染症の感染拡大防止のため、体調や状況によってはお子さまの登園自粛等のお願いをすることがあります。

（7）お子さまの予防接種を指定された医療機関で受けた方は、保育園にお知らせください。

（8）お子さまが下表の感染症にかかった場合、嘱託医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで、登園できません。全快後登園する場合は、登園届（保護者記入）が必要となる場合がありますので、余裕をもってお越しいただくか、市ホームページからダウンロードし、ご記入のうえ、お越しください。医師による証明書等の提出は必要ありません。

登園届の対象となる感染症	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）、ヘルパンギーナ、RS ウイルス感染症、帯状疱疹、突発性発しん

▶ 登園届はこちらから
ダウンロードしてください。

▲登園届保存先
（八王子市子育て応援サイト）

13 送迎について

（1）保育園では、保護者から、保育園の職員が直接お子さまをお預かりし、また、直接保護者にお引渡しをします。保育中に保護者に連絡する場合もありますが、電話による個人情報にかかる問い合わせは行いません。誘拐等の犯罪を防ぐためにも、保護者の皆さまは十分ご注意ください。

（2）登園の際には「つうえんポータル」により登園・降園時間を記録します。スマートフォンなどを忘れずお持ちください。また、登園時には、つうえんポータルを通して利用承諾されたことが分かる画面を、園の受付へお見せください。

（3）登園時には、園に設置してある二次元コードをスマートフォンで読み取り、つうえんポータル上で当園登録をしてください。なお、利用開始時刻 5 分前以前には登録できません。

（4）予約開始時間前にお越しいただいた場合、お預かりできないので、予約時間は遵守してください。

（5）当日の登園前には、お子さまの様子（健康状態や食事の状況、当日の機嫌　など）をキッズビューのお便り帳に記載し、送信してから、お越しください。

（6）途中降園については必ず電話連絡をしていただき、保護者が直接園まで迎えに来るようにしてください。

（7）また、登・降園の際に遅れる場合や、お迎えに来られる方が変更になる場合は、必ず保育園に連絡してください。

交通環境の変化等により交通事故が多数発生しています。保護者の皆様も、登・降園の際、自転車（お子さまにもヘルメットの着用をお願いします。）やバイクなどの二輪車を利用する方は特に、自動車や他の自転車などに充分気をつけてください。道路交通法規を守り、安全な登・降園にご協力をお願いします。

（8）降園時も、登園時と同様に二次元コードを読み取って降園登録してください。利用終了時刻を過ぎて打刻すると、利用可能時間の消費や超過料金の対象となる場合がありますので、必ず余裕をもってお越しいただくようご注意ください。

14 要望・相談・苦情等の受付

保護者からの相談や苦情にお応えするため、苦情処理第三者委員を設置しています（苦情処理第三者委員は、地区の民生委員若しくは児童委員の方に委嘱しています。）。

保育園に対する意見、要望、苦情等がありましたら口頭、文書にて、保育園、保育幼稚園課、又は苦情処理第三者委員にお申し出ください。

15 利用上の注意事項

日々の通園にあたっては、次のことを守ってください。

① 持ち物には、すべて名前をつけてください（衣服、通園用具、雨具等）。
② 朝は必ず朝食をとり、用便をすませて登園させてください。
③ 身体、衣類、持ち物等は、常に清潔に心掛けてください。

（1）在園児の受入れ状況や衛生環境の確保、職員の体制などにより、当該年齢に応じたクラスでの活動が難しい場合があります。園での活動では同年代の子どもと関わることができるよう配慮しますが、利用に際してご相談させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（2）お子さまの健康管理のため、送迎の際に健康状態をお尋ねする場合があります。園での安全確保のため、気になる点やいつもと異なる点は、必ず事前にお伝えください。

（3）車での送迎の際は、近隣の迷惑にならないよう、路上駐車や騒音を立てる行為はご遠慮ください。

（4）以下のいずれかの状態になった場合、利用が終了いたします。

① 認可保育施設（保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所）、企業主導型保育施設への通園が決定したとき。
② 子どもの年齢が満3歳となったとき。
※市内在住の方は、2 歳児クラス年齢まで利用可能です。
③ 市外に転出したとき。（市外転出後、転出先の市町村において乳児等支援給付認定を再度受ければ、引き続き事業をご利用いただけます。）
④ 認定の取消その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

（5）当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講じます。

① 人権の擁護・虐待の防止に関する必要な体制の整備
② 職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止
※虐待等の行為とは、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に規定する行為をいいます。
③ 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
④ その他虐待防止のために必要な措置

（6）利用中に当園の職員または保護者（子どもを現に養育する者を含む）による虐待を受けたと思われるお子さまを発見した場合は、速やかに児童福祉法や児童虐待防止法等の関係法令に従い、八王子市幼児教育・保育センターや児童相談所等の行政機関に通告します。

（7）個人情報や秘密は、保育園の運営のみで使用し、関係法令を遵守し、適切な取り扱いを行います。関係法令や緊急時における病院その他関係機関への情報提供等による必要な場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

16 実施施設一覧

市立保育園一覧

保育園名	所在地	電話番号	施設長名	利用定員
津久田保育園	中野山王三丁目 22 番 3 号	042-622-7390 070-1270-1935	下田　亮介	1 名 （0～2 歳児クラス）
長房中央保育園	長房町　588　番地 都営西 29 号棟	042-662-2060 070-1270-1973	堀江　裕子	1 名 （0～2 歳児クラス）
みなみ野保育園	みなみ野六丁目 1 番 1 号	042-637-8828 070-1270-2025	田中　美香	1 名 （0～2 歳児クラス）

※0 歳児は 0 歳 6 か月から、3 歳児については市内在住の有無で受入れ可能な対象児童が変わります。詳細は 3 ページをご確認ください。

民間幼稚園・認定こども園・保育園の実施施設について

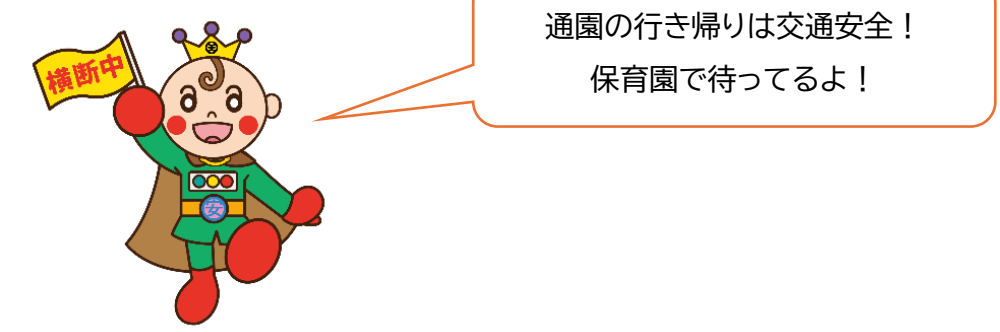
市立保育園のほか、市内では民間幼稚園・認定こども園・保育園において未就園児すくてく通園事業を実施しています。

ご利用を希望される場合は、「つうえんポータル」から検索いただき、直接各園へ面談などをお申込みください。

実施施設の一覧は、下記の子育て応援サイト内でもご確認いただけます。

こども誰でも通園制度

▲八王子市ホームページ
「未就園児すくてく通園事業」



八王子市交通安全推進キャラクター
あんプリくん